

1. 開館時間・利用区分等の変更について

◇これまでのご意見を踏まえた利用区分等の在り方について

- 令和4年10月1日から開館時間は9時から21時（22時までの延長利用有）。利用区分については、集会室等は3区分から5区分に、鎌倉学習センターホールは午前（3H）、午後（3H）、夜間（4H）に変更になります。
- 集会室等の利用について、**2時間以上の利用ニーズに対応するため、2コマ連続申込の枠を設け、連続する2コマの予約を取りやすいような環境を整えます。**

【現行】

① 9時～12時 3時間	入替 時間	② 13時～17時 4時間	入替 時間	③ 18時～22時 4時間
-----------------	----------	------------------	----------	------------------

【令和4年10月～】 集会室等

① 9時～11時 2時間	入替 時間	② 11時30分～13時30分 2時間	入替 時間	③ 14時～16時 2時間	入替 時間	④ 16時30分～18時30分 2時間	入替 時間	⑤ 19時～21時 2時間	22時 延長
⑥ 9時～13時30分		⑦ 11時30分～16時		⑧ 14時～18時30分		⑨ 16時30分～21時		延	

- ※ 2時間単位①～⑤、連続申込み⑥～⑨による申込み。①～⑨の組み合わせでエントリー可能。当選は1団体最大4つ。現状と変更なし。
- ※ 21時～22時の延長利用は利用区分⑤と⑨利用時のみ可能（事前申込・別途延長利用料）。

◇利用区分の変更に伴う利用しやすい環境づくりについて

○令和4年4月の第5集会室は、利用可能な58コマに対し77コマの申し込みがあり、充足率（58/77コマ）は75%です。**今回の利用区分変更により、申込に対して100%を超えるコマ数を確保可能**となります。

（考え方）

- ・アンケート結果から、2時間以内は143件(57%)、3時間以上は109件(43%)。現在、2時間以内で利用終了する団体も3～4時間の占有時間を付与しており、不要時間が生じている。
- ・当該割合を令和4年4月利用分（第5集会室）の申込み状況に当てはめると、77件のうち2時間以内は77件×57%＝43件、3時間以上は、77件×43%＝34件と推定される。
- ・新利用区分に当てはめると3時間以上は2コマ必要のため、43コマ＋68コマ（34件×2コマ）の合計111コマ分の利用申込みが予想される。
- ・新区分①～④により1か月につき116コマ（29コマ×4枠）が確保できることから、111コマに対して104%（116/111）の充足率を確保できる。
- ※ただし、利用希望日が重複する場合もあり、すべての利用申し込みが当選するとは限りません。

<集会室等の利用時間（令和3年6月実施アンケート結果から）>

利用時間	1時間	2時間	3時間	4時間	計
回答件数	24件	119件	70件	39件	252件
比率	10%	47%	28%	15%	100%
	①～⑤で利用可		2コマ連続⑥～⑨で利用可		

<集会室等室申込み状況（令和4年4月利用分）> 例）鎌倉生涯学習センター第5集会室

利用区分	午前	午後	夜間	計
利用可能コマ数	29コマ	29コマ	29コマ	87コマ
エントリー数	29件	48件	5件	82件

2. 指定管理者制度の導入について

◇指定管理者制度導入の市民にとってのメリットについて

- 令和4年10月1日から生涯学習センターの運営を指定管理者に移行することを予定しています。これにより、市民にとって次のようなメリットがあると考えています。
- 今後、**利用者アンケート等により寄せられたご意見を踏まえて、指定管理者の公募に当たって示す仕様書を作成し、こうしたメリットが実現されるよう具体化**していきます。

社会教育事業の質的向上

- 社会教育事業やICTなど専門分野のノウハウの集積を本市の社会教育事業に活用することができる。
- 新たなネットワークを活用した講座や講師等の参画を期待できる。
- 社会教育事業の継続性を担保するとともに、機能強化を図る。

社会教育事業の量的拡大

- 他市での施設運営経験を活かして、利用者が利用しやすい環境づくりが期待できる。
- 生涯学習センターで行われている活動等を効果的に広報することで、認知度を高め、新たな世代等の参加・利用が期待できる。
- 社会教育等専門性を有する職員や開館時間とおして職員を配置することで、市民の学習活動に対する支援の充実が期待できる。

◇社会教育事業の質的向上・量的拡大を支える管理運営上の利点について

●職員体制の充実

	現行	指定管理者制度導入後		
	市	市	指定管理者	計
所長	1人		1人	1人
社会教育主事	1人	1人	1人	2人
職員	5人	2人	5人	7人
社会教育指導員	1人	1人		1人
	8人	4人	7人	11人

- ・社会教育に関する専門性を有する職員や開館時間を通して職員を配置することで、市民の学習活動に対する支援を充実することができる。
- ・人事異動等がなく蓄積した知識・ノウハウを継続でき、持続可能な社会教育を推進可能。
- ・市と生涯学習センター（指定管理者）の双方の社会教育専門職員等が連携を図ることで社会教育事業を幅広く展開していくことが可能となる。

●運営と維持管理の一元化による施設運営の効率化

現行	指定管理者制度導入後
総合管理業務受託業者による 設備・施設点検	指定管理者による 設備・施設点検
不具合発生 受託業者から市職員に報告 市職員による現場確認 市職員による修繕発注 不具合解消	不具合発生 指定管理者による修繕発注 不具合解消

- ・指定管理者制度導入により、運営と維持管理業務が一元化となることから、効率的な施設運営が図られ、不具合等への対応の迅速化が可能になる。
- ・効率的な施設運営を行うことで、削減したコストを備品の更新等に再配分できる。

●新たなノウハウ等の集積

- ・他の自治体等において類似施設を運営していることから、社会教育事業やICTなど専門分野のノウハウを本市の社会教育事業に活用することができる。